

品川区高齢者等地域見守り活動助成金交付要綱

制定 平成21年8月31日区長決定
要綱第377号
改正 平成24年4月20日区長決定
要綱第106号
改正 平成26年3月24日区長決定
要綱第 32号
改正 平成27年3月24日区長決定
要綱第157号
改正 平成31年3月20日区長決定
要綱第 55号
改正 令和 3年3月31日部長決定
要綱第 90号

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるようにすることおよび孤立死を防止することを目的として地域住民団体が実施する見守り等の活動を育成支援することにつき、当該活動に対する助成金の交付を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成を受けることができる団体は、品川区内でひとり暮らし高齢者等の見守りおよび孤立死防止に寄与する活動を実施しようとする次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町会・自治会
- (2) 前号のほか、特に区長が認める団体

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業は、次に掲げる全ての要件を備えているものとする。

- (1) ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるようにすることに資するものであること。
- (2) ひとり暮らし高齢者等の見守りおよび孤立死防止に寄与するものであること。
- (3) 活動団体が地域特性に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施するものであること。
- (4) 同一の活動内容について、他の制度による助成を受けていないものであること。

(助成期間)

第4条 助成対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は助成団体として決定された年度の活動開始日から当該年度の3月31日までに実施されるものとする。ただし、継続して実施する場合には単年度を単位として助成する。

(助成金の交付額等)

第5条 助成金の交付額は、助成限度額を助成開始年度から3か年の間は100,000円、同4か年から10か年の間は50,000円、同11か年以降は30,000円とし、これと助成対象事業に係る事業費の合計額と比較していずれか少ない額を交付するものとする。

なお、当該交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の交付額の総額は、予算に定める範囲とする。

3 助成対象経費は、次の各号に掲げるものを除き、助成対象事業の実施に必要であるものとする。

(1) 団体運営のための継続的経費

(2) 助成金交付決定年度以前の経費

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、品川区高齢者等地域見守り活動助成金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

(助成金の審査および交付等)

第7条 区長は、前条の規定による交付申請を受領した場合において、これを審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、申請団体へ品川区高齢者等地域見守り活動助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 区長は、助成金を交付しないことを決定したときは、申請団体に品川区高齢者等地域見守り活動助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の交付決定通知書を受領した団体（以下「助成団体」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、区長の定める期日までに第6条の規定に基づく交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとする。

(助成金の支払い)

第9条 助成団体は、第7条第1項の交付決定通知書を受領後、区長が別に定める日までに品川区高齢者等地域見守り活動助成金請求書（第4号様式）を区長

に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の交付請求書を受領した日から30日以内に助成金を支払うものとする。

(事業の変更承認等)

第10条 助成団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、品川区高齢者等地域見守り活動助成事業変更・廃止届(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象事業を変更しようとするとき。
- (2) 助成対象事業を廃止しようとするとき。

(実績報告)

第11条 助成団体は、助成期間中の各年度の助成対象事業の実績について、翌年度の4月10日までに、品川区高齢者等地域見守り活動助成事業実績報告書(第6号様式)に関係書類を添付して区長に提出しなければならない。

- 2 第10条第1項第2号により助成対象事業が廃止されたときは、前項の規定に準じて実績の報告をしなければならない。

(助成金の確定と精算)

第12条 区長は、前条の実績報告書に基づき、交付すべき助成金額を確定し、品川区高齢者等地域見守り活動助成金交付確定通知書(第7号様式)により交付すべき助成金額を助成団体に通知する。

- 2 前項の交付すべき助成金額が第5条第1項の規定により交付された金額より少ないときは、助成団体はその差額を区長が別に定める日までに区に返還しなければならない。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 3 第10条第1項第2号により助成対象事業が廃止されたときは、助成団体は前項の規定に準じて精算する。

(物品等の処分の制限)

第13条 助成団体は、助成金により取得した物品等で価格が20,000円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)に定める期間(ただし、10年を超える場合は10年とする)において、区長の承認を受けずに、助成金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付けまたは担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すものとする。

- (1) 偽り或其他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 当該助成対象事業において、他の助成金制度により重複して助成金の交付を受けたとき。

- (4) 助成金の交付決定の内容と当該助成対象事業の実施結果が著しく異なるとき。
- (5) その他法令に違反したとき。

(助成金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、助成団体に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(返還加算金)

第16条 前条第1項の規定により助成金の返還命令を受けた団体は、助成金を返還すべき日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金額(その一部を納付したときにおけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年率10.95パーセントを乗じた額を加算して返還しなければならない。

(調査)

第17条 区長は、助成団体に対して助成金の使途に関する必要な調査を行い、または資料の提出を求めることができる。

(関係書類の保存)

第18条 助成団体は、助成対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。